

社会教育施設の使用料等の見直しについて

1. 趣旨

社会教育施設の使用料については、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」において、「無料施設の使用料徴収の検討」及び「受益者負担の適正化」を改革項目と位置付けていることや、施設利用による住民サービスの維持向上といった点を踏まえて、無料施設の使用料設定を検討するとともに、施設使用料の見直し及び減免規定の見直しを行い、施設使用にあたっての公平性の確保と受益者負担の適正化を図るものです。

2. 見直し内容

(1) 無料施設の使用料設定について

① 図書館会議室等の使用料設定について

図書館の会議室やホール等は、これまで読書活動等に限定して利用いただいていたが、さまざまな住民活動が活発になり、活動場所を求める人が増加している現状を踏まえ、一般の方も利用できるように使用範囲を広げるものです。一般利用を行うに際しては、他の社会教育施設との整合性を図るため、使用料を設定することとし、以下のとおり図書館条例及び規則の一部改正を行うものです。

ただし、おはなし室及び録音室は、閲覧室と同じフロアにあり、日々の図書館業務に利用されている部屋のため、使用料の設定は行わないものです。

ア. 使用料の徴収に伴う条例・規則の改正について

○ 図書館条例

(使用の許可)

- ・ 図書館の会議室又はホールを使用するときは、教育委員会に申請し、その許可を受ける。

(使用料)

- ・ 使用料について、人件費及び維持管理経費等のコスト計算により新たに設定する。
- ・ 使用区分は下記表の通りに定める。

会議室等使用料 (案)

(単位：円)

使用区分	午前	午後 A	午後 B	超過時間
使用時間	午前 10 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 3 時	午後 4 時～ 午後 6 時	1 時間あたり
会議室 1	700	700	700	350
会議室 2	700	700	700	350
ホール	2,000	2,000	2,000	1,000

(使用料の減免)

- ・ 教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(その他)

- ・ この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(附 則)

- ・ 施行日：令和6年4月1日

※施行前であっても、使用の許可等できる旨を規定する。

○図書館規則

(使用の申請)

- ・使用しようとする日の3月前の属する初日から。

(使用料の減免)

社会教育施設全体の整合性を図るため、以下のとおりとする。

【全額免除】

- ・教育委員会、町議会及び町の執行機関が使用するとき。
- ・その他教育委員会が免除することを適当と認めたとき。

【5割減額】

- ・社会教育関係団体その他公益を目的とした事業を実施している団体が使用する場合
- ・町内の各官公庁、学校園並びに社会福祉法人等が公用又は公益若しくはその事業を行うために使用する場合。
- ・教育委員会が特に必要があると認めたとき

(使用料の還付)

- ・使用期日前3日までに使用取消申請をした場合 5割相当額を還付

(附 則)

- ・施行日：令和6年4月1日

※施行前であっても、使用の許可等できる旨を規定。

②その他の無料施設について

- ・町民グラウンド
- ・八幡池青少年広場
- ・中央公園グラウンド
- ・小・中学校体育館及び運動場一般開放

上記、スポーツ施設については、占有使用時以外は広く住民が自由に運動できる施設として利用がされており、使用料の設定により運動、スポーツをする機会が失われる恐れがあることから、使用料を設定しないものです。

(2) 施設使用料の見直しについて

教育・子どもセンター、熊取交流センター(煉瓦館)及び総合体育館(ひまわりドーム)については、コスト計算を行った結果、現行の料金を継続することが適当であるため、見直しは行わないものです。

ただし、教育・子どもセンターの使用時間については、施設管理及び利用団体からの要望により、以下のとおり改正するものです。

・教育・子どもセンター使用料

(単位：円)

改正前	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時
改正後	変更なし	変更なし	午後3時30分～ 午後5時30分	変更なし
会議室	700	500	500	700
体育室	1,800	1,200	1,200	1,800

※使用料の見直しは行わない。

(3) 減免規定の見直しについて

公民館・文化ホールについては、整備に合わせ減免規定の見直しを行ったことから、教育・子どもセンター及び熊取交流センター（煉瓦館）の減免規定についても以下のとおり見直しを行うものです。

なお、総合体育館（ひまわりドーム）については、現行の減免規定が適当であるため、見直しは行わないものです。

○教育・子どもセンター

公民館に準じて、以下のとおり改正を行うものです。

(全額免除)

- ・教育委員会、町議会及び町の執行機関が使用するとき。
- ・その他教育委員会が免除することを適当と認めたとき。

(7割減額)

- ・熊取町文化振興連絡協議会に加盟する団体が使用するとき。

(5割減額)

- ・社会教育関係団体その他公益を目的とした事業を実施している団体が使用する場合
- ・町内の各官公庁、学校園並びに社会福祉法人等が公用又は公益若しくはその事業を行うために使用する場合。
- ・教育委員会が特に必要があると認めたとき

○熊取交流センター（煉瓦館）

社会教育施設全体の整合性を図るため、以下のとおり改正を行うものです。

(全額免除 ⇒ 5割減額)

- ・社会教育団体が社会教育に関する事業に使用するとき。 全額免除 ⇒ 5割減額
- ・社会福祉法人等が公益事業及び社会教育に関する事業に使用するとき。

全額免除 ⇒ 5割減額